

# 道路の位置の指定基準

平成 30 年度版

---

鈴鹿市都市整備部建築指導課

## 道路の位置の指定基準

(目的)

第1条 この基準は、建築基準法（以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定（変更，廃止を含む。）に関する取扱いについて，建築基準法施行令（以下「政令」という。）第144条の4，建築基準法施行規則（以下「省令」という。）第9条及び第10条，昭和45年建設省告示第1837号並びに鈴鹿市建築基準法施行細則（以下「細則」という。）第24条及び第24条の2で定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(道路の位置の指定申請)

第2条 道路の位置の指定（変更，廃止）を受けようとする者は，道路の位置の指定（変更・廃止）申請書（細則様式第18号）による正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図

都市計画施設の記入してある縮尺2500分の1の図面とすること。

(2) 現況図

縮尺は1/250～1/500とし，既存道路，排水施設等の公共施設を記入し，高低差を明示すること。

(3) 地籍図

関係土地を含む周辺公図（法務局備付のもの）を転写し，これには地番，地目，所有権者名及び権利者名を記入し，かつ，指定を受けようとする道路の位置を明示すること。

(4) 計画平面図

縮尺は1/250～1/500とし，道路敷，道路幅員，道路の延長，排水施設の位置，放流先等を記入すること。なお，道路の総延長，面積及び関係土地の区域，区画，面積をあわせて記入し，土地利用計画を明示すること。

(5) 求積図

縮尺は1/250～1/500とし，上記土地利用計画の範囲及び道路並びに区画の面積がわかるものとする。

(6) 道路横断面図

縮尺は1/30～1/50とし，道路敷寸法，道路幅員，側溝の各寸法（内法，幅，深さ，厚さ等）及び路面構造を記入すること。

(7) 道路縦断面図

縮尺は1/30～1/50とし，道路の延長，高低差，勾配等を記入すること。ただし，計画した道路の勾配が少ないときは計画平面図に要所ごとの基準点からの高さを記入することによってこれを省略することができる。

(8) 排水施設の構造図

縮尺は1/10～1/20とし，橋，防護施設，排水設備及びすみ切り等の平面図，断面詳細図とする。

- (9) 道路の位置の指定（変更，廃止）の承諾書等  
道路となる土地の所有者，その他の権利を有する者の承諾書を添付すること。なお，公道，水路敷等を含め又はこれらに接して道路の位置の指定を申請する場合は，これらの所有者又は管理者の承諾書等も添付すること。
- (10) 関係法令に基づく許可証等  
道路の位置の指定を受ける土地がその他関係法令に基づき許可，承認等を要するときは，許可，承認書の写しを添付すること。
- (11) その他市長が必要と認める書類

（築造承認）

第3条 市長は，申請書の内容を審査し，現地調査を行うものとする。市長は，前項の調査の結果，第7条に規定する道路位置の指定に係る技術基準（以下「技術基準」という。）に適合すると認められるときは，指定道路築造承認通知書（様式1）を申請者に交付するものとする。

（完了届）

第4条 申請者は，道路の築造工事が完了したときは，すみやかに工事完了届（様式2）に次の書類を添えて市長に提出し，検査を受けなければならない。

- (1) 工事写真
- (2) 完了写真
- (3) 完成平面図と確定測量図

（道路の位置の指定）

第5条 申請者は，前条による検査の結果，技術基準に適合していると認められたときは，指定する道路となる土地の地番がわかる書類を提出しなければならない。

- 2 市長は，前項による書類の提出があったときは，その道路の位置を指定するとともにその旨を公告し，かつ，道路の位置の指定（変更・廃止）通知書に，第2条の申請書の副本を添えて申請者に通知するものとする。

（指定の道路の変更，廃止等）

第6条 前条による指定を受けた道路の位置を変更又は廃止しようとする者は，道路の位置の指定（変更・廃止）申請書の正本及び副本を提出し，市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は，前項の承認をしたときは，その旨を公告し，かつ，道路の位置の指定（変更・廃止）通知書に，前項の申請書の副本を添えて申請者に通知するものとする。

（技術基準）

第7条 技術基準は，別紙によるものとする。

別紙（第7条関係） 指定道路の技術基準

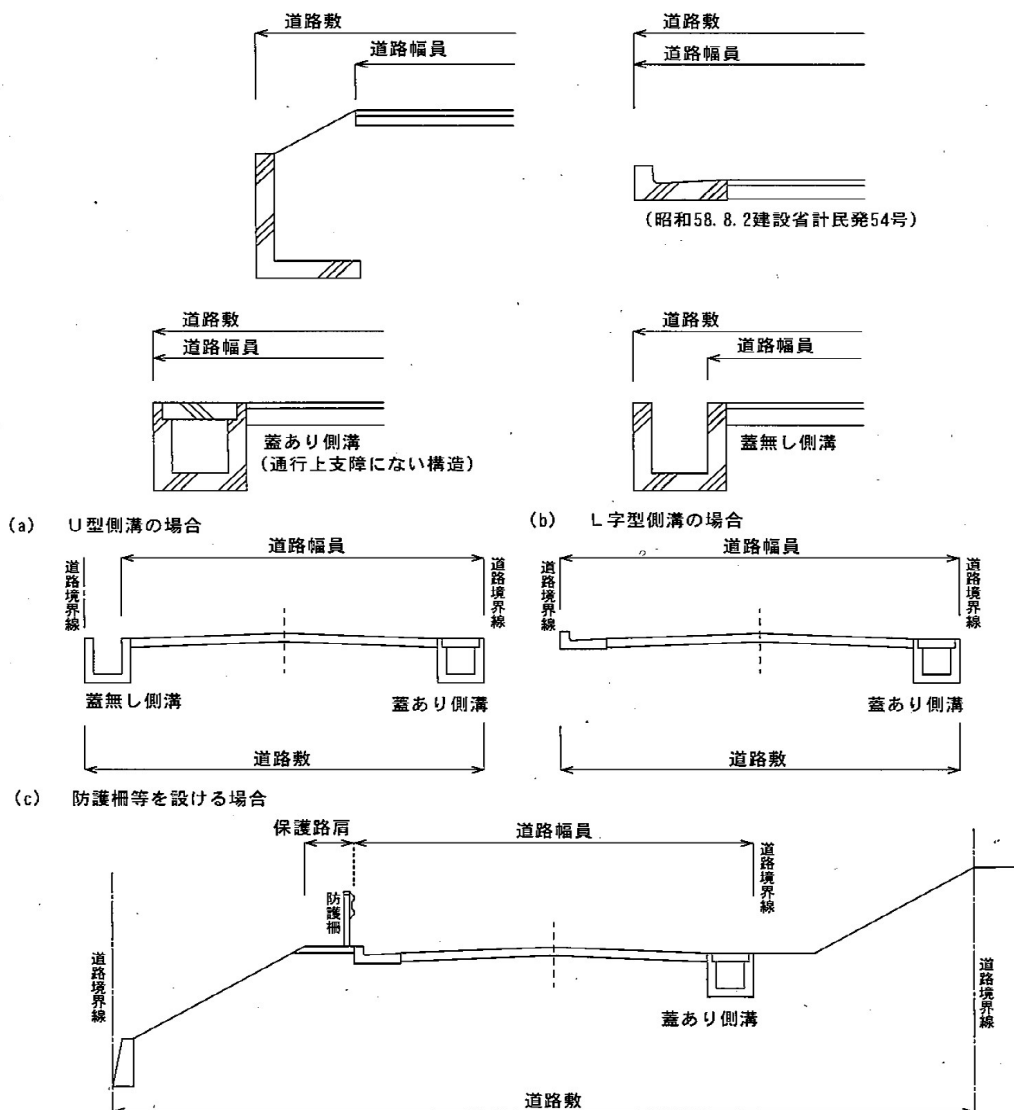
指定道路は、政令第144条の4第1項各号に掲げるもののほか、次の技術基準によるものとする。

1 道路幅員等

道路幅員等は、次によるものとする。

- (1) 道路幅員は、原則として6m以上とすること。ただし、政令による基準に適合する場合は4m以上とすることができる。
- (2) 道路敷、道路幅員の取り方は 図1 によるものとする。
- (3) 指定公告の幅員は道路幅員とする。

図1 道路敷、道路幅員の取り方



## 2 道路の平面計画

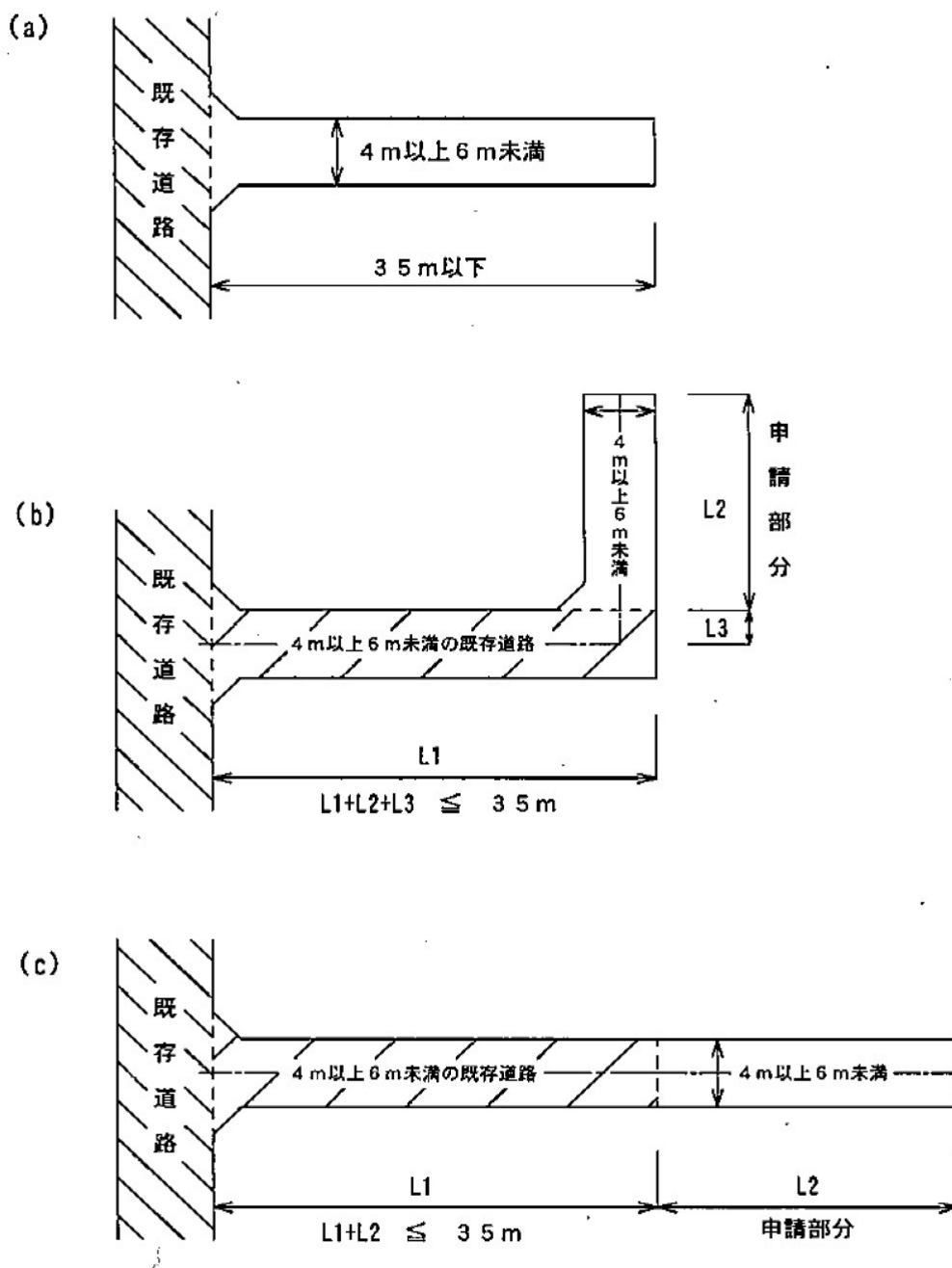
両端が他の道路（法第42条に規定する道路をいう。）に接続したものであること。

ただし、次の（イ）から（ニ）までのいずれかに該当し、土地の利用に支障がないと認められる場合においては袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）とすることができる。（政令第144条の4第1項第1号）

（イ） 延長（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。）が35m以下の場合。

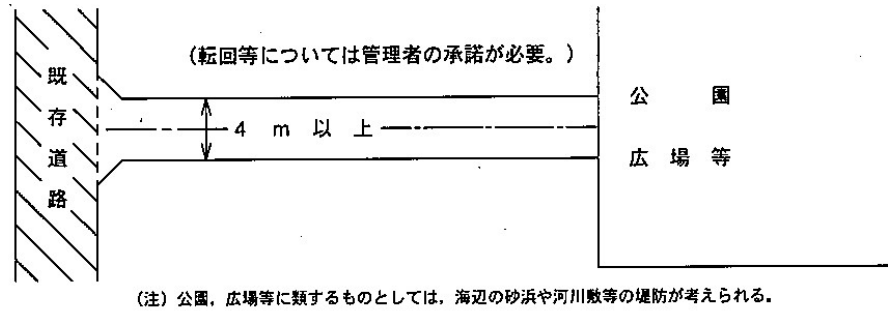
（政令第144条の4第1項第1号イ）（図2）

図2



- (ロ) 終端が公園，広場，その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合（政令第144条の4第1項第1号ロ）（図3）

図3



- (ハ) 延長が35mを超える場合で終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準（昭和45年建設省告示第1837号）に適合する自動車の転回広場が設けられている場合（政令第144条の4第1項第1号ハ）（図4）（図5）

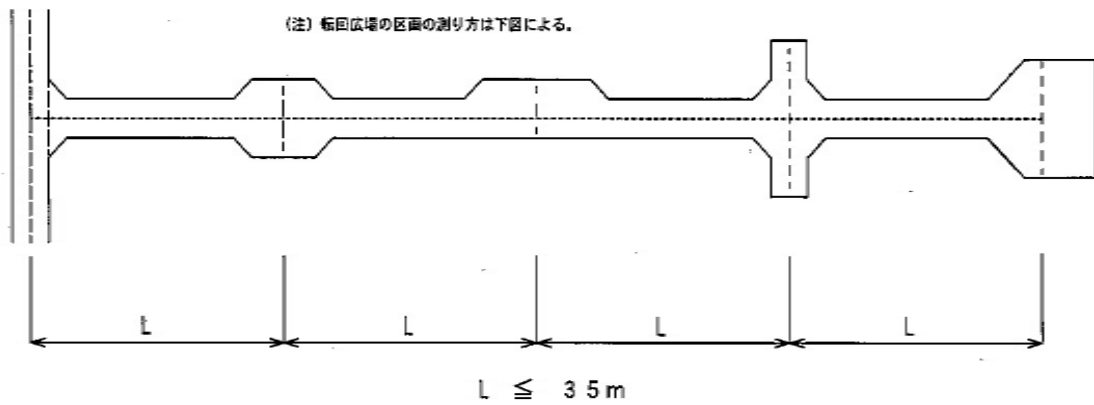


図4 中間に設ける転回広場（昭和45年建設省告示第1837号の図解）

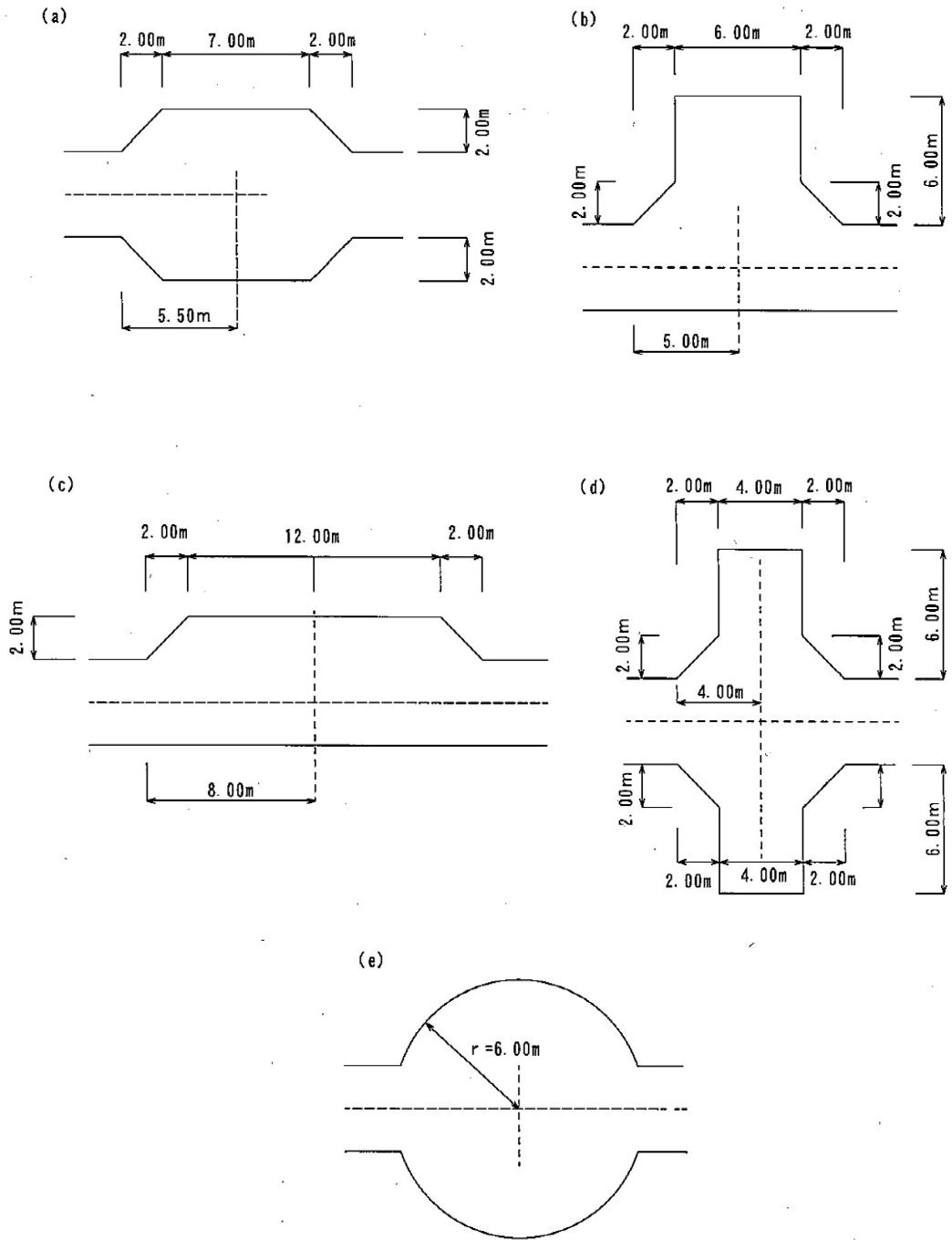
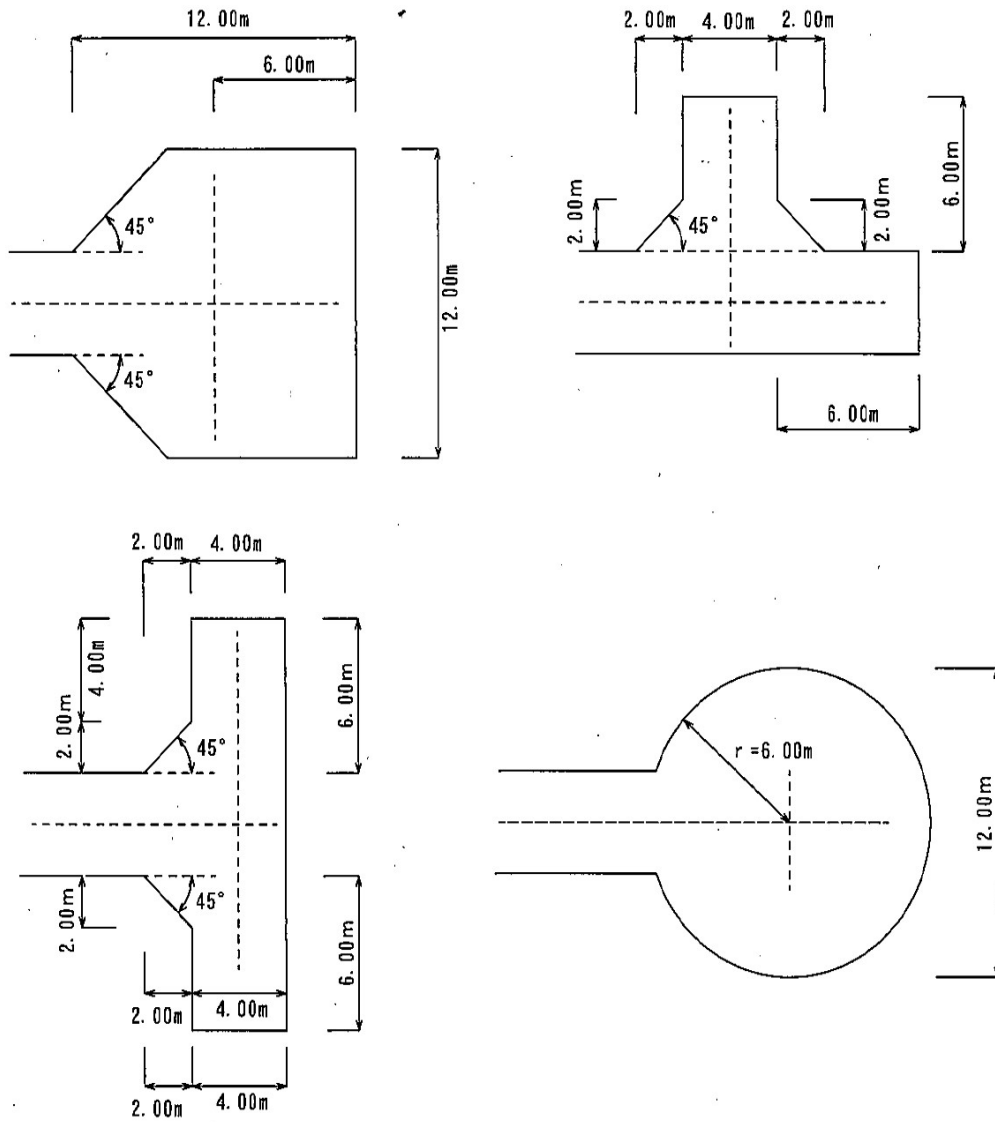
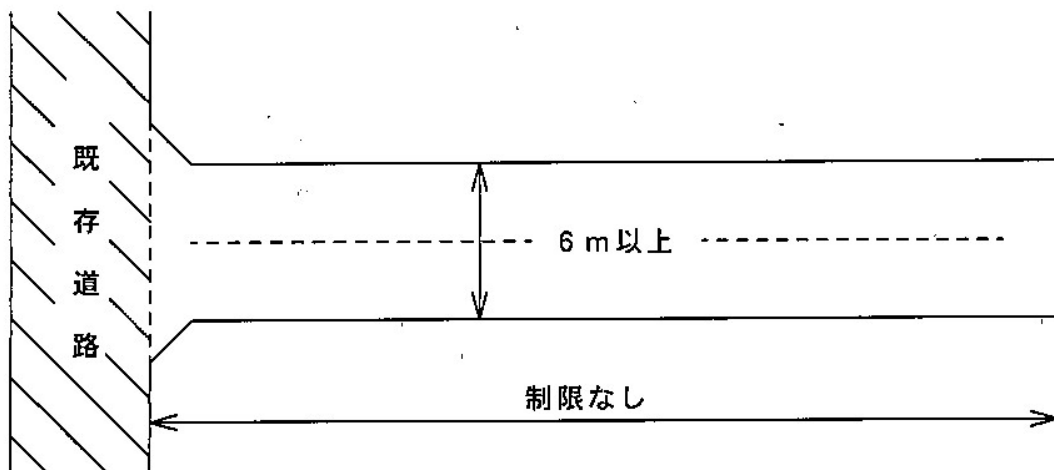


図5 終端に設ける転回広場（昭和45年建設省告示第1837号の図解）



(二) 幅員が6m以上の場合（政令第144条の4第1項第1号二）（図6）

図6





### 3 道路のすみ切り（政令第144条の4第1項第2号）

道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2m以上のすみ切りを設け、その部分を道路の部分とすること。（図7-a）（図7-b）

ただし、すみ切り部分に既存の建築物、高い擁壁若しくは、がけ等があり、すみ切りを設けることが著しく困難と認められる場合で、一方のすみ切りの長さに1mを加えた長さにした場合はこの限りでない。（図7-c）

図7-a 一般的すみ切り

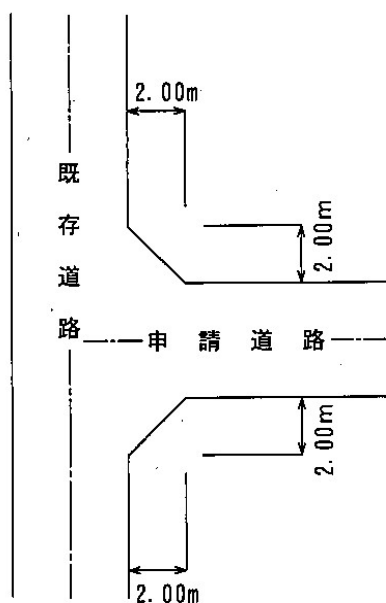
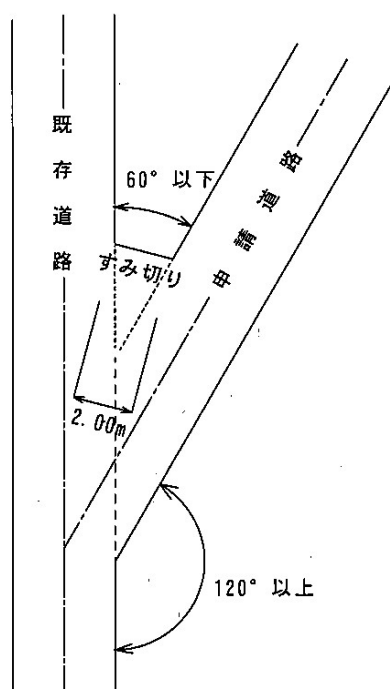


図7-b 内角60度以下の角地に設けるすみ切り

（角地の隅角をはさむ辺を二等辺とし、底辺の長さを2m以上とした三角形を含むものであること。）





5 道路の路面（政令第144条の4第1項第3号）

- (1) 路面は、原則として、アスファルト又はコンクリート舗装等とすること。
- (2) 路面の高さは、当該道路に近接する用排水路、水田等の最高水位及び降雨を考慮して冠水等により通行に支障のない高さにする。

6 道路の勾配（政令第144条の4第1項第4号）

道路の縦断勾配は12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。なお、勾配が9%を超える場合は、スリップ防止等の処置を講ずること。

7 排水施設（政令第144条の4第1項第5号）

道路には、路面及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠等を設け末端を河川、下水道等に接続し適切な排水ができる構造とすること。

8 防護施設の設置

道路が屈曲、崩壊、がけ等の存する通行上危険を伴うおそれがある箇所又はなだれ、落石等により当該道路の構造に撮傷を与える恐れのある箇所には、ガードレール、柵、擁壁等の適切な防護施設を設けること。